

(目的)

第1条 この告示は、ふるさと納税の寄附者に対し、贈呈する商品又は役務（以下「返礼品」という。）を提供する事業者の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録要件)

第2条 登録を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 返礼品を提供することができること。
- (2) 返礼品の提供に関し、責任を持った対応ができること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

2 返礼品は、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件（平成31年総務省告示第179号）に定めるもののほか、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市の魅力を発信し、地域産業の振興を図ることができること。
- (2) 品質及び数量について、安定的で速やかな供給が可能であること。ただし、数量が限定的なものの場合、この限りでない。
- (3) 到着後5日以上賞味期限が確保できること（返礼品が飲食物の場合に限る。）。
- (4) 到着後5月以上の有効期限が確保できること（返礼品が役務の場合に限る。）。

(登録申請)

第3条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四国中央市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(登録決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、登録することが適当と認めたときは四国中央市ふるさと納税返礼品提供事業者登録決定通知書（様式第2号）により、登録することが不適当と認めたときは四国中央市ふるさと納税返礼品提供事業者不登録決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録することが適当と認めた旨の通知をした場合は、当該申請者を四国中央市ふるさと納税返礼品提供事業者（以下「提供事業者」という。）として登録するものとする。

(変更承認申請)

第5条 提供事業者は、前条第2項の規定による登録を受けた内容を変更しようとする場合は、四国中央市ふるさと納税返礼品提供事業者登録内容変更承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 前項の承認については、前条第1項の規定を準用する。

(登録の取消し)

第6条 市長は、提供事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該登録を取り消す

ことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 登録の取消しを申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、四国中央市ふるさと納税返礼品提供事業者登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（その他）

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に返礼品を提供している者は、この告示の施行の日から3月間は、第3条の規定による申請をしないで、返礼品を提供することができる。